

育児短時間勤務等証明書

練馬区教育委員会教育長 宛て

[事業所記入欄]

以下の者について、育児短時間勤務等 [開始 ・ 変更 ・ 終了] を証明します。

勤務者氏名		住所	練馬区
1 育児短時間勤務等取得状況 ※1			
[開始・変更・終了] 年月日		年 月 日	
※育児短時間勤務等の開始・終了・変更日より前に作成(証明)されたものは無効になります。			
開始・ 変更の 場合	取得期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
	勤務日数	1か月当たり 日	
	勤務時間	時 分 から 時 分まで	
2 育児短時間勤務等開始前および終了後の勤務状況 ※2			
勤務日数	1か月当たり 日		
勤務時間	時 分 から 時 分まで		

所在地

事業所名

代表者氏名

電話番号

証明日 令和 年 月 日

記入担当者(所属・氏名)

※記載内容に疑義が生じた場合、電話等により照会させていただく場合があります。

※本内容を無断で作成または改変等を行った場合、有印私文書偽造罪等の罪に問われることがあります。

[保護者記入欄]

日中連絡先 () 母・父・その他()

(フリガナ)

(フリガナ)

児童氏名

児童氏名

【生年月日】 年 月 日

【生年月日】 年 月 日

【現在の児童状況】

※以下、該当するものにチェックしてください。

- 保育園等に預けている
施設名()
- 申込中
- 認証保育所等に預けている
⇒在園(受託)証明書を提出
- 祖父母・知人等が保育している
- 勤務先へ帯同している
- その他()

※以下、該当するものにチェックしてください。

- 保育園等に預けている
施設名()
- 申込中
- 認証保育所等に預けている
⇒在園(受託)証明書を提出
- 祖父母・知人等が保育している
- 勤務先へ帯同している
- その他()

※1 正規の勤務時間とみなして指数を算定されていた方が、申込み時の申し出と異なる状況になったときは、判明した日の翌月1日付で退園になる場合があります。※2 育児時間・育児短時間勤務等の取得内容によって、算定される指数が異なります。
短縮後の勤務時間が1日原則6時間以上あり、かつ、勤務日数は短縮しない場合は
正規の勤務時間とみなして指数が算定されます。

[問合せ先]

練馬区保育課保育認定係 電話 03-5984-1479
練馬区保育課入園相談係 電話 03-5984-5848